

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金 令和7年度の変更点

①業務改善推進補助金

○最大1,600万円を補助、上乘せコース又は拡大コース)

120円以上の賃上げと上乘せ条件（※）を満たせば、1社当たり最大1,600万円を補助。賃上げ区分ごとの補助額の変更箇所は新旧対照表のとおり。

※上乘せの条件

令和6年4月1日以降で、次のいずれかを満たした場合、

○厚生労働省のキャリアアップ助成金の支給決定通知を受けた事業所

○スリーアップ推進宣言を行い、令和6年4月1日以降にキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した（見込みを含む）スリーアップ推進宣言企業

○（30円以上の賃上げ）×2期で、2回申請が可能)

本補助金は、国の「業務改善助成金」の取り扱いと同様に、一度に30円以上の賃上げ実施を要件。

自社の従業員に対し、次の2期に、それぞれ30円以上の賃上げを行った場合、2回まで申請できるものとする。

・令和6年10月1日～令和7年3月31日

・令和7年4月1日～令和8年2月10日

○交付申請の受付

受付期間は、次のとおりとする。

第1期（令和7年4月1日～6月30日）

なお、交付決定時期は7月頃を予定。

7月以降は予算の執行状況により、改めて受付時期を案内する。

○1事業者が複数事業場の申請をする場合の取り扱い

複数の事業場（支店や工場）を申請する場合、各交付決定額の合計を1事業者当たりの補助上限額1,000万円（上乘せ条件を満たす場合1,600万円）と比較し、少ない額を交付決定額とする。

②スキルアップ研修推進補助金

生産性向上を目的とした社内研修や、キャリアアップ・ユニバーシティの受講費用など社外研修（訓練）を補助対象とし、

1社最大30万円（補助率10/10）を支給。

【共通】事前着手は原則不可

原則交付決定前の事業着手は補助対象外であるが、研修や設備導入の時期など、やむを得ない事情をくみ、事前着手届の提出で事前着手を認める場合がある。ただし、交付を確約するものではない。